

国民の生命と財産を守る 「国民保護法」

国民保護計画の作成や住民が参加する実動訓練などの取組が進んでいます

我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模なテロが万が一発生した場合に、国民の生命や財産を守るための避難、救援などの措置を定めた「国民保護法」が平成十六年九月に施行されました。平成十八年三月末には、すべての都道府県で「国民保護計画」が作成されました。しかし、国民の生命や財産を守るためには、まず、国民自らが、国民保護法や国民保護計画などについて十分に理解しておくことが必要なのです。

武力攻撃や大規模 テロに備え「国民保 護法」を制定

今日、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織などの活動を含む、新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が、我が国においても差し迫った課題となっています。

そこで、平成十五年六月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）」が成立しました。さらに、この法律を受けて、翌十六年六月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という）が成立しました。これによって、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備されました。

国民保護計画の作成 が進む

これらの背景を踏まえ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針などを定めた「国民の保護に関する基本指針」が平成十七年三月に閣議決定されました。

この基本指針に基づき、同年十月には府省庁など各指定行政機関の「国民保護計画」が、平成十八年三月末には全都道府県の「国民保護計画」が作成されました。各市町村においても「国民保護計画」の作成作業が、平成十八年度をめぐって、鋭意進められています。日本赤十字社や放送事業者、電力会社、バス・鉄道会社などの各指定公共機関でも、平成十八年五月末までに、百五十九あるすべての機関で「国民保護業務計画」の作成を完了しています。

福井県で国民保護法 に基づく初の実動訓 練を実施

そのような中、平成十七年十一月二十七日に福井県の実演原子力発電所へのテロ攻撃を想定した、国民保護法に基づく初の実動訓練が行われました。この実動訓練には、政府・福井県・美浜町・敦賀市のほか、日本赤十字社などの指定公共機関、地元住民など約二千人が参加しました。

訓練終了後、参加した住民からは、「いざというときの心構えができた」といった評価の声が上がる一方で、避難方法の実効性に対する疑問の声や改善すべき点の指摘もありました。住民が実際に参加したことにより、国民保護法や国民保護計画に対する理解と、より良い国民保護計画を策定するための有意義な材料が得られたといえます。福井県は、今後、専門家や訓

国民の保護に関する 基本指針と国民保護計画

国民保護法 (平成16年6月成立、同年9月施行)

武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定

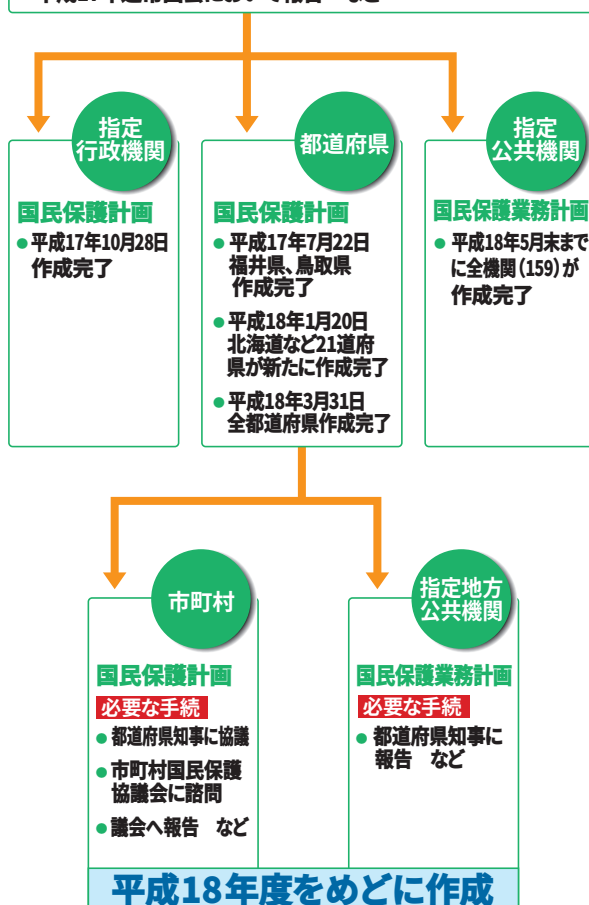
国民の保護に関する基本指針 (国民保護法第32条)

内容

- 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 国民保護計画及び国民保護業務計画の作成の基準
- 想定される武力攻撃事態の類型 (着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- 類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置

手続の経緯

- 平成16年12月に「要旨」についてパブリックコメントを実施
- 平成17年3月に「案」についてパブリックコメントを実施
- 平成17年3月25日閣議決定
- 平成17年通常国会において報告 など



福井県で行われた実動訓練の現地対策本部の会議に臨む省掛有法法制担当大臣

避難に当たっての留 意点などを内閣官房 がとりまとめる

我が国に対する外部からの武力攻撃やテロなどの事態が、いつどこで、どのように発生するのかわかりにくく、予測することは極めて困難です。さらに、そのような事態になったら

練参加者の意見を聞き、国民保護計画を修正していく予定です。このように、国民の生命や財産を守るためには、国や地方公共団体だけでなく、国民自らの積極的な取組が必要不可欠なのです。

どうするかを、国民一人一人が日常生活における現実的な課題として考えることは難しいかもしれません。しかし、そのような事態への対応は、平和なときにこそ十分に考えておくべきものなのです。内閣官房では、こうした事態が万一が発生した場合に国民がどのように行動すればよいのか、あるいはふだんから何を備えておけばよいかなどについて、『武力攻撃やテロなどから身を守るために』としてとりまとめ、「内閣官房国民保護ポータルサイト」などで公開しています。

＊ ＊ ＊

今後も、政府は、関係機関と連

●問い合わせ先

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付
電話：03-5253-2111(代)

内閣官房国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

携しつづける万全の態勢を整備するため
努力してまいります。皆さんのご理解
とご協力をお願いします。

(資料提供：内閣官房)